

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第13号

(所 管) 総務部 教育政策課

件 名	堺市教育委員会表彰規則の一部改正について
提 案 理 由	<p>堺市教育委員会には、教育長が行う表彰及び教育委員会が行う表彰の複数の表彰制度が存する現状を鑑み、当該表彰制度について見直しを行うこととし、堺市教育委員会表彰に係る表彰の区分及び欠格事項について、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和3年8月6日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 改正の内容</p> <p>(1) 表彰の区分について、次のとおり改正するもの</p> <p>ア 職員栄誉の部及び業務功績の部を新たに加えるもの</p> <p>イ 功績の部の名称を教育功績の部に変更するもの</p> <p>(2) 表彰に係る欠格事項について、懲戒処分を受けた職員を新たに加えるもの</p> <p>(3) 規定の整備を行うもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日から施行するものであること</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他（ 教育長の臨時代理により、公布済み ）</p>

堺市教育委員会表彰規則の一部改正について

堺市教育委員会表彰規則の一部改正について、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和3年8月6日に教育長において臨時に代理したので、次のとおり報告する。

令和3年8月18日
堺市教育委員会
教育長 日渡 円

堺市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会表彰規則（平成17年教育委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「の区分」を削り、同条中「功績の部」を「職員栄誉の部、業務功績の部、教育功績の部」に改め、同条に次の1項を加える。

2 表彰の部門、基準、審査の方法等については、教育長が別に定める。

第9条を第11条とし、第7条及び第8条を2条ずつ繰り下げる。

第6条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号及び第2号を1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加え、同条を第8条とする。

(1) 懲戒処分を受けた職員

第5条を第7条とする。

第4条各号列記以外の部分中「この条」を「第1号」に改め、同条第2号中「堺市立学校」を「委員会の所管に属する学校」に改め、同条を第6条とする。

第3条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「功績の部」を「教育功績の部」に改め、同条第2号中「堺市立学校（幼稚園を含む。）」を「委員会の所管に属する学校」に改め、同条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（職員栄誉の部の表彰）

第3条 委員会は、委員会が任命する一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。次条及び第5条において同じ。）に勤務する職員を含む。以下単に「職員」という。）で、職務外において、広く賞賛を受け、本市の名誉を高揚し、又は他の模範となる善行をしたものに対して、職員栄誉の部の表彰を行うことができる。

（業務功績の部の表彰）

第4条 委員会は、本市の教育の推進に多大な効果又は便益をもたらし、顕著な業績を上げた職員等（職員並びに職員の属する部、課、係その他これらに準ずる組織及び学校等をいう。）に対して、業務功績の部の表彰を行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の堺市教育委員会表彰規則第3条の規定により功績の部の表彰を受けたものは、改正後の堺市教育委員会表彰規則第5条の規定により教育功績の部の表彰を受けたものとみなす。

（教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正）

3 教育長に対する事務委任等に関する規則（平成14年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第14号中「第4条」を「第6条」に改める。

堺市教育委員会表彰規則（平成17年教育委員会規則第49号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、教育委員会（以下「委員会」という。）が行う表彰（以下単に「表彰」という。）について必要な事項を定める。</p> <p>（<u>表彰の区分</u>）</p> <p>第2条 表彰は、<u>功績の部</u>及び児童・生徒の部の区分に分けて行うものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、教育委員会（以下「委員会」という。）が行う表彰（以下単に「表彰」という。）について必要な事項を定める。</p> <p>（表彰）</p> <p>第2条 表彰は、<u>職員栄誉の部、業務功績の部、教育功績の部</u>及び児童・生徒の部の区分に分けて行うものとする。</p> <p>2 表彰の部門、基準、審査の方法等については、教育長が別に定める。</p> <p>（<u>職員栄誉の部の表彰</u>）</p> <p>第3条 委員会は、委員会が任命する一般職の職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。次条及び第5条において同じ。）に勤務する職員を含む。以下単に「職員」という。）で、職務外において、広く賞賛を受け、本市の名誉を高揚し、又は他の模範となる善行をしたものに対して、職員栄誉の部の表彰を行うことができる。</u></p> <p>（<u>業務功績の部の表彰</u>）</p> <p>第4条 委員会は、本市の教育の推進に多大な効果又は便益をもたらし、<u>顕著な業績を上げた職員等（職員並びに職員の属する部、課、係その他これらに準ずる組織及び学校等をいう。）</u>に対して、業務功績の部の表</p>

(功績の部の表彰)

第3条 委員会は、本市の教育の振興又は発展に顕著な功績その他模範となる行為があったもので、次の各号のいずれかに該当するものに対して、功績の部の表彰を行うことができる。

- (1) 委員会の所管に係る附属機関の委員（専門委員その他これに準ずる者を含む。）又は本市の教育に係る団体の委員、役員等
- (2) 堺市立学校（幼稚園を含む。）に勤務する教員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第2項に規定する教員をいう。）
- (3) 前2号に掲げる者のほか、委員会が特に表彰に値すると認めるもの

(児童・生徒の部の表彰)

第4条 委員会は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。以下この条において「学校」という。）の児童又は生徒で、次の各号のいずれかに該当するものに対して、児童・生徒の部の表彰を行うことができる。

- (1) 文化活動又はスポーツに関する大会において優秀な成績を収めた者（本市の区域外に所在する学校の児童又は生徒にあっては、本市の区域内に住所を有する者に限る。）
- (2) 特に他の模範とすべき行為があった者（堺市立学校（幼稚園を除く。）の児童又は生徒に限る。）
- (3) 前2号に掲げる者のほか、委員会が特に表彰に値すると認める者

彰を行うことができる。

(教育功績の部の表彰)

第5条 委員会は、本市の教育の振興又は発展に顕著な功績その他模範となる行為があったもので、次の各号のいずれかに該当するものに対して、教育功績の部の表彰を行うことができる。

- (1) 委員会の所管に係る附属機関の委員（専門委員その他これに準ずる者を含む。）又は本市の教育に係る団体の委員、役員等
- (2) 委員会の所管に属する学校に勤務する教員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第2項に規定する教員をいう。）
- (3) 前2号に掲げる者のほか、委員会が特に表彰に値すると認めるもの

(児童・生徒の部の表彰)

第6条 委員会は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。以下第1号において「学校」という。）の児童又は生徒で、次の各号のいずれかに該当するものに対して、児童・生徒の部の表彰を行うことができる。

- (1) 文化活動又はスポーツに関する大会において優秀な成績を収めた者（本市の区域外に所在する学校の児童又は生徒にあっては、本市の区域内に住所を有する者に限る。）
- (2) 特に他の模範とすべき行為があった者（委員会の所管に属する学校（幼稚園を除く。）の児童又は生徒に限る。）
- (3) 前2号に掲げる者のほか、委員会が特に表彰に値すると認める者

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を授与して行い、これに副賞を添えることがある。

2 表彰は、毎年1回行う。ただし、教育長が必要と認めるときは、この限りでない。

(表彰に係る欠格事項)

第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するものに対して表彰を行わない。

- (1) 刑事事件に関して、現に起訴されている者
- (2) 刑事事件に関して、禁錮以上の刑に処せられた者（刑が消滅した者を除く。）
- (3) 前2号に掲げる者のほか、表彰にふさわしくない行為又は事情があると認めるもの

(表彰の除外)

第7条 委員会は、この規則により表彰を受けたことがあるものに対して再度の表彰を行わない。ただし、教育長が別に定めるときは、この限りでない。

(死亡した者の表彰)

第8条 表彰に値する者が、その表彰を受ける前に死亡したときは、表彰状（これと併せて授与する場合の副賞を含む。）は、その遺族に交

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状を授与して行い、これに副賞を添えることがある。

2 表彰は、毎年1回行う。ただし、教育長が必要と認めるときは、この限りでない。

(表彰に係る欠格事項)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するものに対して表彰を行わない。

- (1) 懲戒処分を受けた職員
- (2) 刑事事件に関して、現に起訴されている者
- (3) 刑事事件に関して、禁錮以上の刑に処せられた者（刑が消滅した者を除く。）
- (4) 前3号に掲げる者のほか、表彰にふさわしくない行為又は事情があると認めるもの

(表彰の除外)

第9条 委員会は、この規則により表彰を受けたことがあるものに対して再度の表彰を行わない。ただし、教育長が別に定めるときは、この限りでない。

(死亡した者の表彰)

第10条 表彰に値する者が、その表彰を受ける前に死亡したときは、表彰状（これと併せて授与する場合の副賞を含む。）は、その遺族に

付するものとする。

2 前項の遺族の範囲及び順位は、教育長がその都度定める。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、教育長が定める。

交付するものとする。

2 前項の遺族の範囲及び順位は、教育長がその都度定める。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、教育長が定める。